

# 介護保険だより

令和3年5月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に出てくる「査定でエラーのあるもの」について

本件については、以前からお知らせさせていただいておりますが、依然として問い合わせが多い状態です。請求事務担当者様は、以下の内容について、ご確認いただき請求事務にお役立てください。

### 1 表示について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」には、以下のとおり表示されます。

#### 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	令和3年5月審査分		令和3年5月28日					
事業所（保険者）名	□□介護事業所			1 頁 群馬県国民健康保険団体連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
10**** △△市	***** ** **	請	R3.4	11		1,000	C	査定でエラーのあるもの	返 戻

### 2 エラーとなる原因及び返戻が発生するケース

支給限度額管理の結果、サービス事業所からの請求単位数が、居宅支援事業所から提出された給付管理票に記載されている計画単位数を超えていた場合、給付管理票の計画単位数に合わせてサービス事業所の請求が減額（査定）されます。

しかし、査定後の再計算の過程で、支給限度額管理対象外（サービス提供体制強化加算・介護職員等特定処遇改善加算等）であるサービスが存在する請求である場合、システムでは判断できない部分があり、査定額を計算できないため、返戻となります。

### 3 対応方法

サービス事業所は、給付計画単位数を居宅支援事業所に確認してください。

サービス事業所の請求単位数が正しい場合

- ・居宅支援事業所は、給付管理票を作成区分「修正」で再提出してください。
- ・サービス事業所は、請求明細書を再提出してください。

居宅支援事業所の給付計画単位数が正しい場合

- ・サービス事業所は、請求明細書の請求単位数等を修正して、再提出してください。

# 令和3年度介護報酬改定における上乗せ分の請求について

本件については、令和3年4月号の介護保険だよりに掲載し、お知らせいたしました、改めてお知らせいたします。

令和3年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年4月から9月末までの間全てのサービス(福祉用具貸与を除く)については、基本報酬に0.1%を上乗せして請求していただく必要があります(上乗せ分の請求を行うために、専用のサービスコードが新設されました)。

万が一 **上乗せ分の請求を漏らしてしまうと、全て返戻となってしまいます** のでご注意ください。

詳細は、以下 URL 内の資料及び参考(抜粋)をご覧ください。

～WAMNET掲載の資料～  
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=7887&ct=020050010>

【参考(抜粋)：令和3年度介護報酬改定における介護給付費の様式記載例のパターン(様式第二)】

期間		令和 0 4 年 0 3 月 3 1 日 まで											
居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成	2. 被保険者自己作成											
	事業所番号	9	0	7	0	0	0	0	1	1	0	事業所名称	〇〇居宅介護支援事業所
開始年月日	1. 平成	年		月		日		中止年月日	令和				
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護 9.介護医療院入所												
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公							
	身体01・2人・I	1 1 6 8 3 9	4 0 1 1 0	4	0 1 0	4							
	訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分	1 1 8 3 0 0		4	1	4							
	訪問介護共生型サービス居宅介護1	1 1 6 3 6 1		1	1	- 1 2 0 4							
訪問介護処遇改善加算II	1 1 6 2 7 4	2 8 1 1 1			2 8 1								
給付費明細欄(住所等別対象者)	<p>訪問介護共生型サービス居宅介護1は、本体報酬を含むサービスコードと、令和3年9月30日までの上乗せ分を含めて算出する。  <math>(4,010+4) \times (-0.3) = -1,204.2 \Rightarrow -1,204</math> 単位 (小数点以下四捨五入)</p> <p>訪問介護処遇改善加算IIは、本体報酬を含むサービスコードと、令和3年9月30日までの上乗せ分と、訪問介護共生型サービス居宅介護1を含めて算出する。  <math>(4,010+4-1,204) \times 0.1 = 281</math> 単位</p>												
	①サービス種類コード / ②名称	1 1											
③サービス実日数	1 0	日											

## お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護保険係)

TEL 027-290-1319(直通)

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15 (12:00 ~ 13:00 を除く)

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

